

別表十(八)

「11」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

④ 投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

別表十(八)

平二十九・四・一以後終了事業年度分

配 当 等 の 額 の 計 算	金 銭 の 分 配 の 額	1	円	税 引 前 当 期 純 利 益 金 額	12	円
	みなし配当等の額 (出資等減少分配に係る部分の金額を除く。)	2		前 期 繰 越 損 失 の 額	13	
	小 計 (1)+(2)	3		買 換 特 例 圧 縮 積 立 金 個 別 控 除 額 の 合 計 額 (別表十(八)付表「5の計」)	14	
	出 資 等 減 少 分 配 の 額	4		一 時 差 異 等 調 整 積 立 金 の 積 立 額	15	
	同上に係るみなし配当等の額	5		繰越利益等超過純資産控除項目額 (別表十(八)付表「14」)	16	
	配 当 等 の 額 (3)-(4)+(5)	6		買 換 特 例 圧 縮 積 立 金 個 別 控 除 額 の うち 当 期 加 算 額 (別表十(八)付表「35の計」)	17	
				一 時 差 異 等 調 整 積 立 金 の 取 崩 額	18	
				控 除 算 額	19	
				の 計	20	
	((3)又は(6)が(8)を超える場合の(6)の額	9		(12)-(13)-(14)-(15)-(16)+(17)+(18)+(19) (マイナスの場合は0)	21	
	所 得 金 額 合 計 (別表四「33の①」)	10		利 益 超 過 分 配 金 額	22	
支 払 配 当 の 損 金 算 入 額 (9)と(10)のうち少ない金額)	11		出 資 総 額 戻 入 金 額	23		
			配 当 可 能 利 益 の 額 (20)+(21)-(22)			

「11」欄

投資法人に係る課税の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の15第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00397」
- ③ 「適用額」欄：「11」欄の金額